

での子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとしている。少子高齢化という国難に正面から取り組むため、令和元年10月に予定される消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。

20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。

このような背景を踏まえ、政府は、これまで段階的に推進してきた取組を一気に加速することとし、幼児教育・保育の無償化を実現するため、平成31（2019）年2月に子ども・子育て支援法の改正法案を第198回国会に提出し、同国会において成立した。

また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

### 第3節 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

#### 1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」の決定（内閣府）

フィルタリングの利用促進を目的として「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）が改正され、平成30（2018）年2月1日に施行された。（第4-11図）

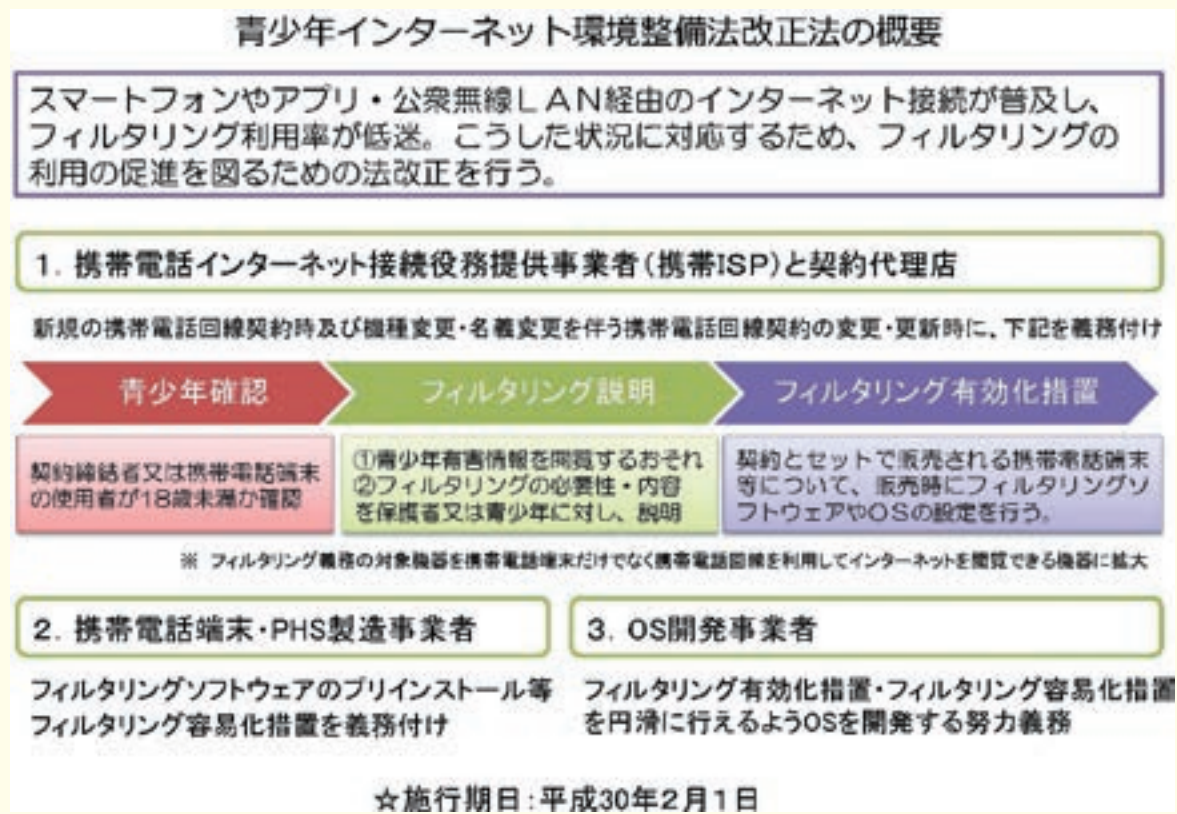
また、この法律に基づき定められている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（以下「青少年インターネット環境整備基本計画」という。）についても、所要の見直しを行い、平成30年7月27日、子ども・若者育成支援推進本部において「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」が決定された（第4-12図、第4-13図）。

同計画では、

- 法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進
- 子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援
- SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進

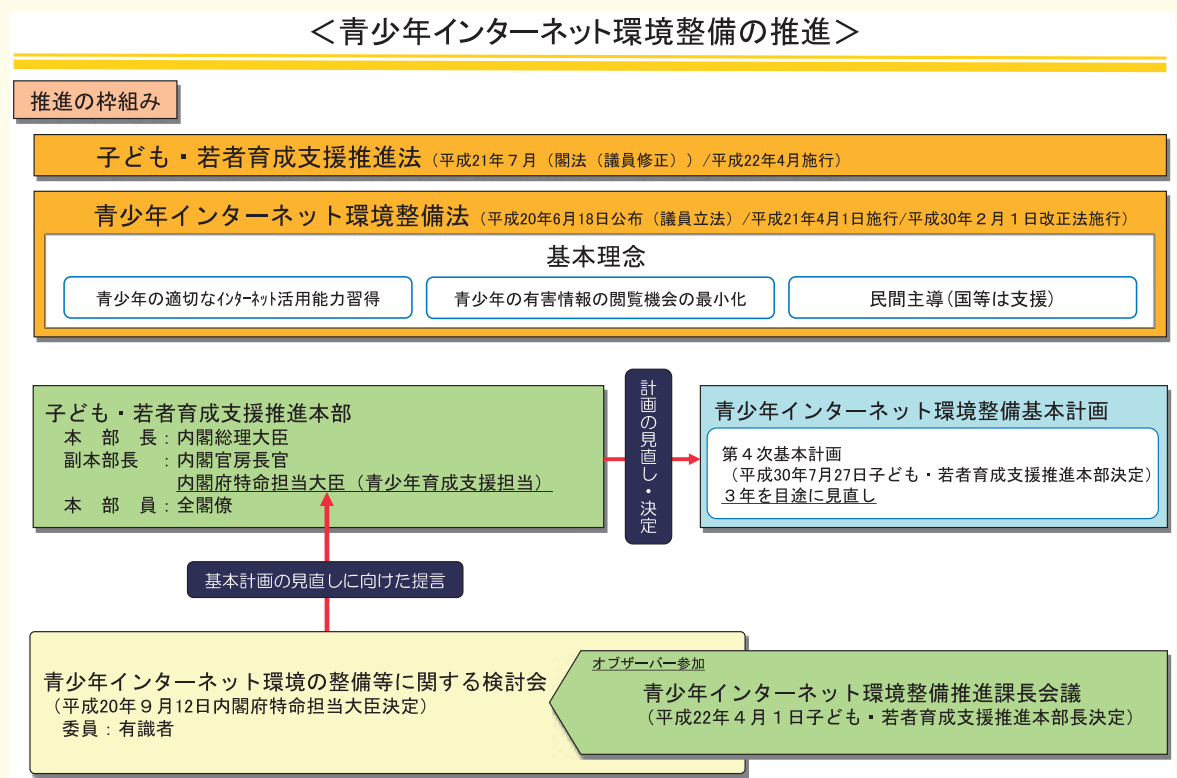
を施策の3本柱としたほか、平成29（2017）年12月19日に決定された「座間市における事件の再発防止策について」を踏まえ、関連する施策を反映させている。

第4-11図 青少年インターネット環境整備法改正法の概要



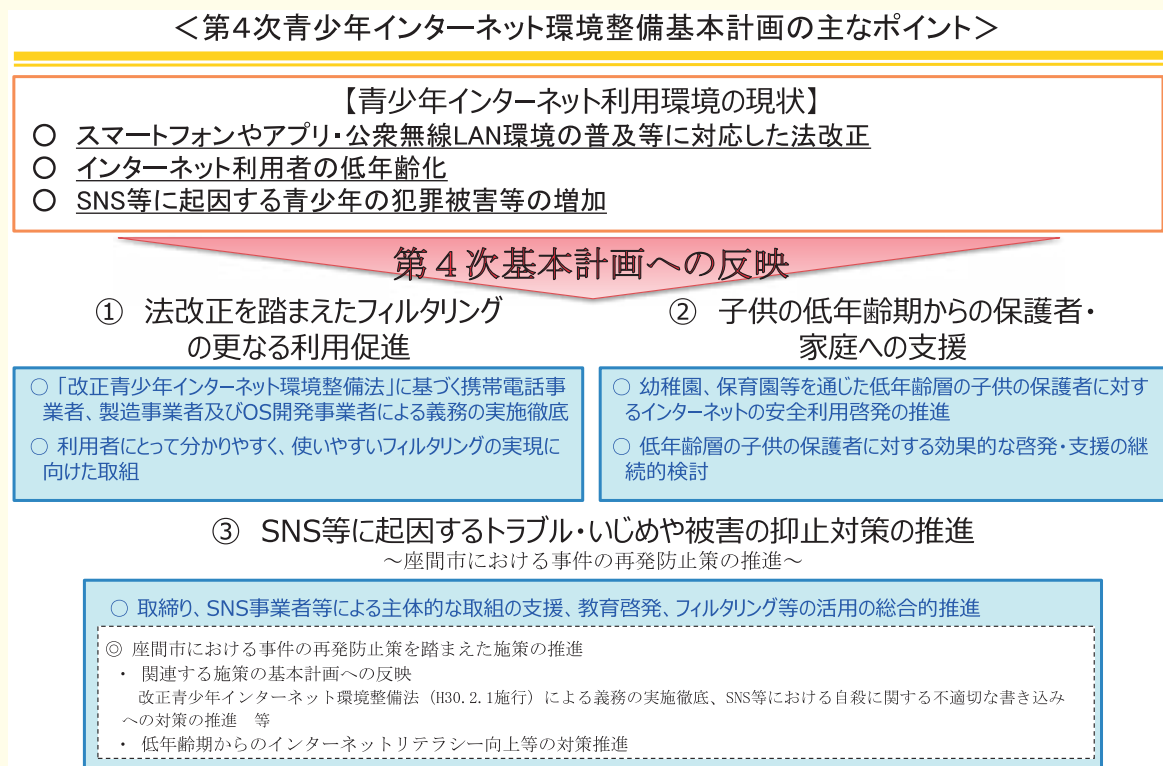
(出典) 内閣府資料

第4-12図 青少年インターネット環境整備の推進



(出典) 内閣府資料

第4-13図 第4次青少年インターネット環境整備基本計画の主なポイント



(出典) 内閣府資料

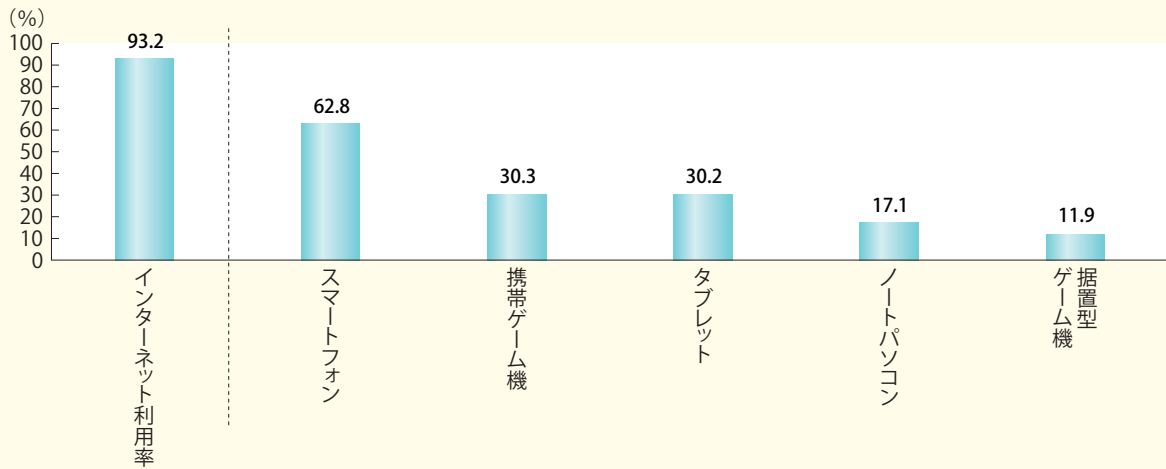
(1) 実態の把握（内閣府）

内閣府は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として、青少年及びその保護者を対象とした「青少年のインターネット利用環境実態調査」(第4-14図、第4-15図、第4-16図、第4-17図、第4-18図)を実施している<sup>22</sup>。

22 <https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/index.html>

第4-14図 青少年のインターネットの利用率（平成30年度）

◆青少年の93.2%が、インターネットを利用していると回答。

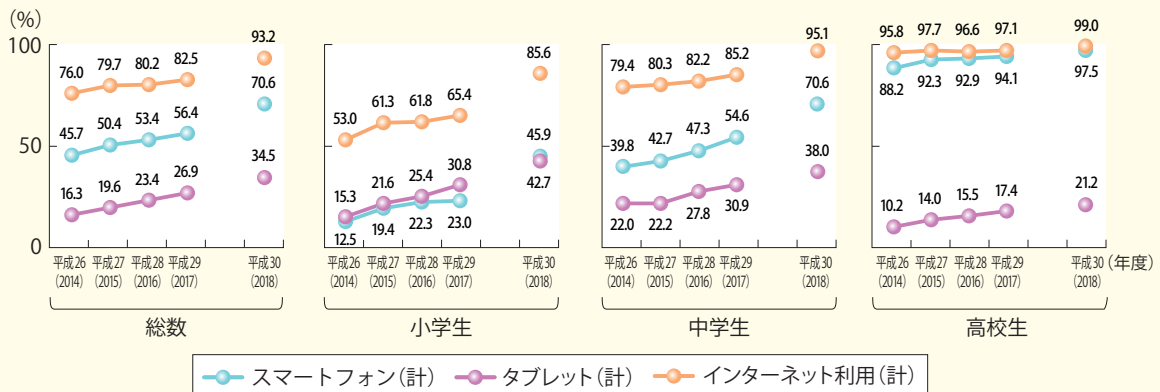


(出典) 内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」  
 (注) 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年（以下「第4-16図」まで同じ）。

第4-15図 青少年の機器ごとのインターネット利用状況（平成26年度から平成30年度）

◆携帯電話の利用が減り、スマートフォンの利用が進む。

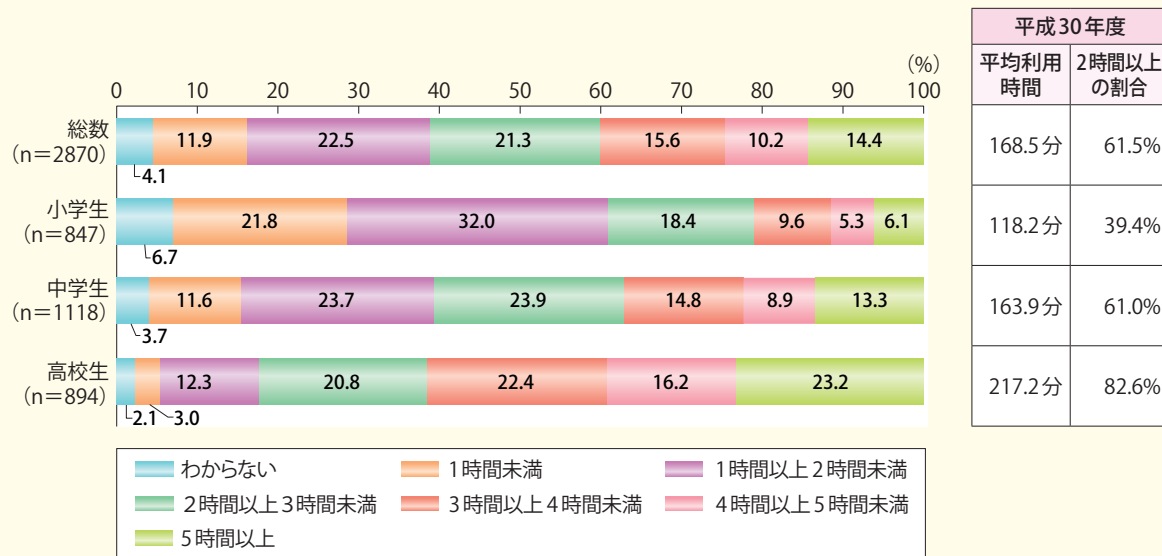
◆小学生はスマートフォン（計）の所有・利用率とタブレット（計）の所有・利用率がほぼ同割合で推移。



(出典) 内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」  
 (注) 1. 「スマートフォン（計）」は、「スマートフォン」、「いわゆる格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「契約切れスマートフォン（平成26年度から平成29年度までは、携帯電話の契約が切れたスマートフォン）」のいずれかを利用すると回答した青少年。「タブレット（計）」は、「タブレット」、「学習用タブレット」、「子供向け娯楽用タブレット」のいずれかを利用すると回答した青少年。  
 2. インターネット利用率についての質問形式は、平成26年度から平成29年度までは「青少年に調査した15機器のうち、いずれかの機器でのインターネット利用の有無」を問う設問であり、平成30年度の「インターネット利用の有無」を問う設問と相違があるため、平成29年度までの調査結果とは直接比較できない。

第4-16図 青少年のインターネットの利用時間（平日1日当たり）（平成30年度）

◆インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年度と比べ約9分増加し、約169分。

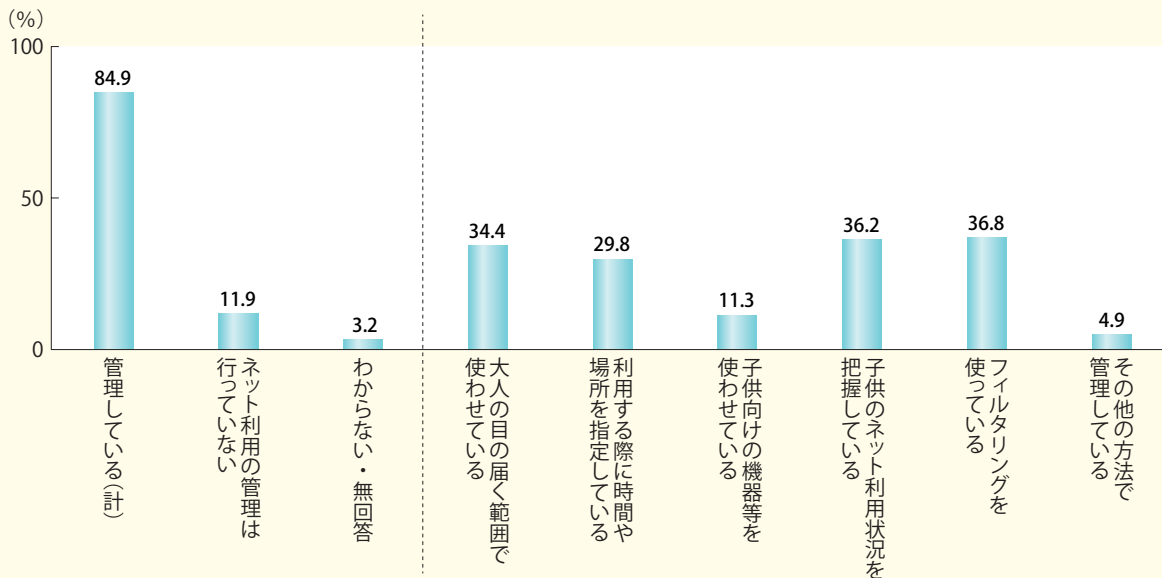


(出典) 内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

第4-17図 スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者の取組（平成30年度）

◆子供がスマートフォンを利用する青少年の保護者の84.9%がいずれかの方法で子供のネット利用を管理していると回答。

◆実施している取組は、フィルタリング（36.8%）、子供のネット利用状況を把握（36.2%）が上位。

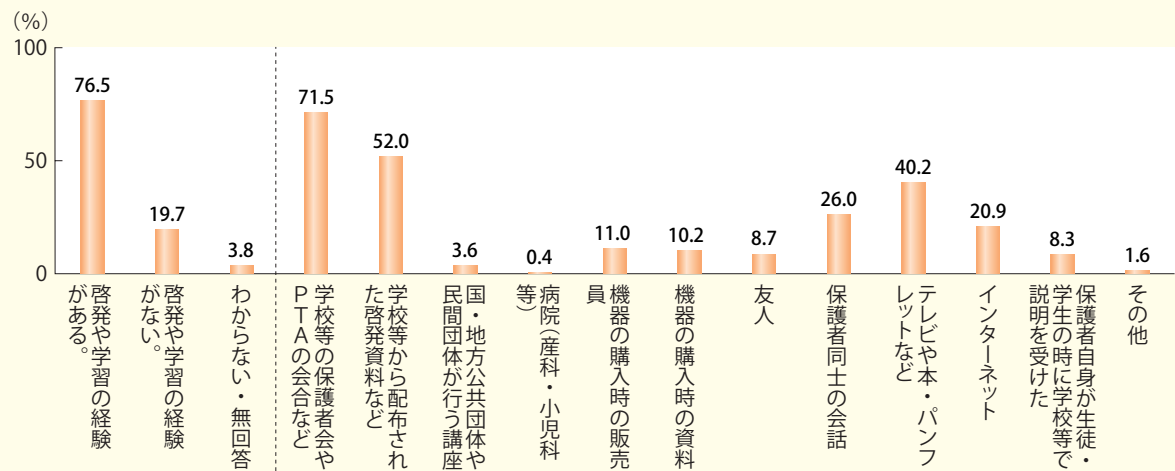


(出典) 内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」  
 (注) 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年の保護者（以下、第4-18図も同じ）。



第4-18図 保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験（平成30年度）

- ◆ 青少年の保護者がインターネットに関する啓発や学習を受けた経験は76.5%
- ◆ 啓発や学習を受けた機会としては、学校や保育所・幼稚園等の保護者会やPTAの会合など（71.5%）が多い。



（出典）内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

(2) 子供や保護者に対する啓発（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省）

内閣府は関係省庁と連携し、インターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、リーフレットの作成、公表、配付などによる啓発活動に取り組んでいる。

平成30（2018）年度は、インターネット利用の低年齢化を踏まえ、低年齢層の子供の保護者向けの啓発リーフレットを作成し、関係機関・団体に周知・配付した（第4-19図）。

また、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるようにするための連携体制構築の支援を目的として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した（平成30年度は神奈川県、群馬県、香川県で開催）（第4-20図）。

加えて、内閣府をはじめ関係省庁では、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやソーシャルメディアの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。なお、平成29（2017）年10月に発覚した座間市

における事件の再発防止策として、例年の取組を前倒しし、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を一層強力に推進する「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施した（平成29年12月から平成30年5月まで）。

第4-19図 低年齢の子供の保護者向け啓発リーフレット



## 第4-20図 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム



（出典）内閣府資料

（注）データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

内閣府をはじめ関係省庁では、期間中、ラジオ・BSテレビ・インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。

警察は、出会い系サイトやSNSの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報・有害情報の影響から子供を守るための広報啓発を推進している。平成31（2019）年2月の広報重点を「サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体のセキュリティ意識の向上」として、全国の小学校や中学校などにおいて情報セキュリティに関する講習を開催した。この講習では、子供や保護者、学校の教職員などに対し、インターネット上の違法情報・有害情報に起因した犯罪、子供を被害者とするサイバー犯罪の具体的な事例や対応策を紹介するとともに、フィルタリングの導入などを進めている。

総務省は、地方の各総合通信局が地域の核としてコーディネーター役を務め、関係者を巻き込んだリテラシー向上の枠組み整備とこれを活用した周知啓発活動を推進している。具体的には、文部科学省や情報通信分野などの企業・団体と連携し、子供のインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者・教職員や子供を対象とした啓発講座を全国規模で行う「e-ネットキャラバン」の活動を全国で実施している。また、インターネットリテラシー指標に関する開発、実施を通じた全国的な啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、講演会の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。その一環として、人権啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」の各法務局における貸出しやインターネットによる配信を行っているほか、ブログサイトやSNSサイトに、人権に関する正しい理解を深めることや相談先及び救済手続を案内することを目的としたインターネット広告を掲載するなど、各種啓発活動を実施している（第4-21図）。

また、平成31年1月には、「インターネット人権フォーラム」を開催し、子供をインターネット上における人権侵害の加害者とさせないための利用方法等について学ぶ機会を提供した。